

令和5年5月 総務委員会（所管事項説明聴取）

令和5年5月22日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時34分）

はじめに、本日の委員会の運営についてであります。

所管委員会は、主として新たに議員となった方が各部局の所管事項を聴取する趣旨のものであります。

また、理事者においては6月1日付けで人事異動が行われることとなっております。

ついては、本日の質疑は、理事者の所管事項の説明に関するものにとどめたいと思いますが、このような運営でいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

今年度の総務委員会におきましては、理事者の説明は着座のままなされますよう、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（説明資料）

【報告事項】

な し

松林警察本部長

私からは、本県の治安情勢と県警察の主要施策について御報告いたします。

昨年中の刑法犯認知件数は2,256件と、ピークであった平成15年中の約18パーセントにまで減少いたしました。

その一方で、DV・児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は依然として高い水準で推移しており、架空料金請求等の特殊詐欺の被害も後を絶たない状況にあります。

さらには、高齢者等が当事者となる交通死亡事故への対策や南海トラフ巨大地震をはじめとする各種災害対応、サイバー空間の脅威への対処等、治安上の課題は山積しております。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では、本年の運営指針を、安全安心を誇れる徳島県の実現と定め、各種施策を推進しております。

それでは、主要施策の5項目について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

良好な治安を確保するためには、地域住民の方々や防犯ボランティア団体の御協力が必要不可欠です。県警察といたしましては、本年1月から運用を開始した防犯アプリを活用し、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、引き続き、関係機関、団体と連携したパトロールやSNS等を活用した情報発信活動等、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

特に、DV・児童虐待等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、被害者の安全確保を最優先とした早期の対応に努めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

昨年の殺人や強盗等の重要犯罪につきましては、検挙率は83.3パーセントでありました。

重要犯罪の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には、より多くの捜査員を投入するほか、現場における鑑識活動を徹底するなど、迅速かつ的確な初動捜査を展開し早期解決に努めてまいります。

次に、高齢者を中心として幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件は、昨年中の被害件数が38件と一昨年に比べ1件減少し、被害総額につきましても約7,536万円と約5,486万円減少したものの、本年に入り、既に被害額が1億円を超えており、依然として厳しい情勢にあると認識しております。

県警察といたしましては、効果的な被害防止を図るため、被害実態を分析し、県民の抵抗力を高める啓発活動や金融機関等と連携した対策を推進するとともに、関係被疑者の検挙や犯行グループの実体解明に向けた捜査を展開するなど特殊詐欺の根絶に向けた取組を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

昨年中の交通事故死者数は23人、本年は、昨日現在で死者数が10人となっており、依然として高齢者が加害者、被害者となる事故が多く発生しております。

県警察においては、春の全国交通安全運動期間中、子供をはじめとする歩行者の安全の確保や高齢者の交通事故防止等の各種施策を進めてきたところであります。

引き続き、関係機関・団体と連携し、交通死亡事故抑止に向けた取組を推進してまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処です。

昨年も、全国各地で自然災害による被害が発生しており、特に北日本の豪雨では、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。

県警察といたしましては、引き続き自治体や消防署等の関係機関と情報交換に努めるとともに、各種訓練を実施し、南海トラフ巨大地震や集中豪雨等、あらゆる事態に迅速かつ的確に対処できるよう諸対策を進めてまいります。

また、G7広島サミットの開催に伴い、不法事案等の絶無に向けた警備諸対策を推進したところであります。

第5は、組織基盤の強化です。

科学技術や情報通信技術の目覚ましい発展等により社会の在り方が大きく変化する中において、近年、サイバー犯罪や特殊詐欺のような非対面型犯罪が高水準で推移しているな

ど、治安上の課題は一層複雑化しているところです。

県警察といたしましては、変容する治安、社会情勢に的確に対処するため、今春、企画・サイバー警察局の設置をはじめとする組織改編を実施したところであり、引き続き組織体制の見直しや警察活動の高度化、合理化等に努めてまいります。

また、地域警察再編計画に基づく、交番・駐在所の再編につきましては、県民の方々のニーズ等を踏まえながら着実に進めてまいります。

以上、本県の治安情勢と主要施策について御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

友永警務部長

続きまして、私からは、組織図、令和5年度歳入歳出予算の総括等及び事務分掌について、御説明いたします。

はじめに、組織図について御説明いたします。

説明資料の3ページを御覧ください。

県警察は、徳島県公安委員会の管理の下に、警察本部長が警察全体の事務を統括しているところでございます。

県警察の組織といたしましては、組織図に記載のとおり、警察本部に五つの部、23の課などがあり、さらに、警察学校、警察署10署があります。なお、県警察では、本年4月1日から警務部内にサイバー空間における脅威に対して先制的かつ能動的に対処するため、企画・サイバー警察局を新設しております。交番・駐在所につきましては、交番36か所、駐在所68か所となっております。

続いて、令和5年度歳入歳出予算の総括等について、御説明いたします。

説明資料の4ページを御覧ください。

令和5年度警察本部当初予算額については、総括表の一番下の欄に記載のとおり214億5,387万4,000円で、前年度当初予算額と比較して、マイナス6億3,923万2,000円、率にして97.1パーセントとなっております。

その財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

当初予算額の区分につきましては、事項ごとに御説明いたします。

まず、計画調査費の地方創生の深化のための支援費として、交通安全教育のデジタル化に要する経費800万円、次に、公安委員会費として、公安委員の報酬、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費1,265万円、警察本部費として、警察職員の給与、警察施設の光熱水費や維持管理に要する経費176億4,252万2,000円、警察施設費として、交番・駐在所の整備、警察施設の長寿命化や防災機能強化などに要する経費8億4,185万8,000円、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成などに要する経費7億5,163万2,000円、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費609万2,000円、警察活動費として、装備品の整備や交通安全施設整備などに要する経費21億9,112万円という状況であります。

続きまして、5ページを御覧ください。

繰越明許費の状況について、御説明いたします。

令和5年度への繰越事業は、交通安全施設の老朽化対策及び防災機能強化に向けた信号

機電源付加装置の整備経費2,532万円になります。計画に関する諸条件により、昨年度内の執行が困難であったことから、今年度への繰越しの承認を頂いたものであります。

なお、令和5年2月定例会で繰越承認を頂きました警察職員宿舍整備事業費の警察官待機宿舍石井町解体工事に係る付近建物事後調査費につきましては、年度内の予算執行が完了したため、繰越予算としては計上しておりません。

続きまして、6ページを御覧ください。

債務負担行為の状況について、御説明いたします。

まず、資料の上から順に、駐在所整備等PFI事業契約685万円、警察署整備事業工事請負等契約1億6,398万8,000円、運転者管理システム機器賃貸借契約4億2,000万円、緊急配備支援システム電子計算機等賃貸借契約5億5,200万円、計11億4,283万8,000円という状況でございます。いずれも、複数年にわたる経費の支出や契約締結を伴うため、あらかじめ債務負担行為として議決を受けたものでございます。

続いて、事務分掌について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

まず、警務部でございます。

資料9ページから11ページに記載のとおり、警務部には、先ほど御説明した企画・サイバー警察局をはじめ、情報発信課、会計課、警務課など九つの課があります。

次に、生活安全部でございます。

資料12ページから13ページに記載のとおり、生活安全部には、生活安全企画課、地域課など四つの課があります。

次に、刑事部でございます。

資料13ページから14ページに記載のとおり、刑事部には、刑事企画課、捜査第一課など四つの課と科学捜査研究所があります。

次に、交通部でございます。

資料14ページから15ページに記載のとおり、交通部には、交通企画課、交通規制課など四つの課と高速道路交通警察隊があります。

次に、警備部でございます。

資料16ページに記載のとおり、警備部には、公安課、警備課、機動隊があります。

最後に、資料16ページに記載のとおり、警察学校がございます。

それぞれの部、課等の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

以上、組織図、令和5年度歳入歳出予算の総括等及び事務分掌について、御説明いたしました。

眞貝委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑時間につきましては、委員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

簡単なことですので教えてください。

特殊詐欺が増えて、非常に啓発が重要だと説明がありました。

消費者の関係でいうと、金額でひけをとらないのですけれども、投資詐欺、マルチ商法みたいな被害なんかも出ています。消費者部局との連携が非常に重要だと思うのですけれども、その境界が難しくてなかなか検挙できない問題もあると思います。

それについて、警察としてどういう課題があると認識しているのか教えてください。

日浦生活安全部長

委員御質問の消費者部局との件でございます。

消費者部局とは連携をとりまして、情報共有等を図っております。県の消費者部局、あるいは、警察、それぞれのところに消費トラブルに関する質問等が寄せられているところでございます。

県のほうからの情報提供を受け事件化できるものについて検討する、あるいは、その後の対応につきまして消費者の方々がどういうふうな手続をとるかというのを情報提供したり、警察が頂いたりしながら共有を図っているところでございます。

扶川委員

啓発が非常に重要なわけですけれども、消費者部局が所管しているもので犯罪に至らないものでも、投資、うまい話を持ち掛けられて、千万単位で蓄えていた年金なんかを取られたという例もあるんです。

検挙できないなら当然ですけれども、民事の被害弁済もされなくて泣き寝入りしている人もたくさんいます。そういう被害もあるんだということを特殊詐欺の啓発の中でもきちんと位置付けて啓発していただきたいと思います。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時52分）